

○島根県警察の巡査長に関する訓令

(平成8年9月2日島根県警察訓令第22号)

島根県警察の巡査長に関する訓令(昭和42年島根県警察訓令第8号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この訓令は、巡査長に関する規則(昭和42年国家公安委員会規則第3号)及び巡査長に関する規則の一部を改正する規則(平成5年国家公安委員会規則第12号)並びに島根県警察の組織に関する規則(平成7年島根県公安委員会規則第1号)に基づき、島根県警察の巡査長を置く基準等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(巡査長を置く基準)

第2条 警察本部の課(交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊及び警察学校を含む。)並びに警察署に、次の各号に掲げる基準に従い、巡査長を置くことができる。

- (1) 巡査が複数で勤務する交番等の勤務箇所については、勤務の単位ごとに1人以上
- (2) 巡査が単独で勤務する駐在所等の勤務箇所については、重要なものごとに1人
- (3) 前2号に掲げる勤務箇所以外の箇所については、必要があるものごとに1人以上

(巡査長の行う職務)

第3条 巡査長は、巡査として勤務するほか、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 勤務をともにする巡査(巡査長たる巡査を除く。以下本条中において同じ。)に対し、自己の勤務を通じて実務の指導に当たること。
- (2) 勤務をともにする巡査の勤務について必要な調整をすること。

(巡査長に充てる巡査)

第4条 巡査長には、勤務成績が優良であり、かつ、実務経験が豊富な巡査であつて、次の各号のいずれかに該当するものから選考して充てるものとする。

- (1) 勤務年数が6年(学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学(短期大学を除く。)を卒業した者にあつては2年、同法に定める短期大学又は高等専門学校を卒業した者にあつては4年)に達しており、かつ、指導力を有する者
- (2) 巡査部長昇任試験に合格している者

(巡査長の選考の方法)

第5条 巡査長の選考は、前条第1号に該当する巡査の中から、書類審査により行うものとする。ただし、必要に応じて面接審査を併せて行うことができる。

附 則

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成15年2月25日島根県警察訓令第6号)

この訓令は、平成15年3月7日から施行する。

附 則(平成16年8月10日島根県警察訓令第25号)

この訓令は、平成16年8月18日から施行する。

附 則(平成21年9月18日島根県警察訓令第35号)

この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成22年11月30日島根県警察訓令第21号)

この訓令は、平成22年12月1日から施行する。

